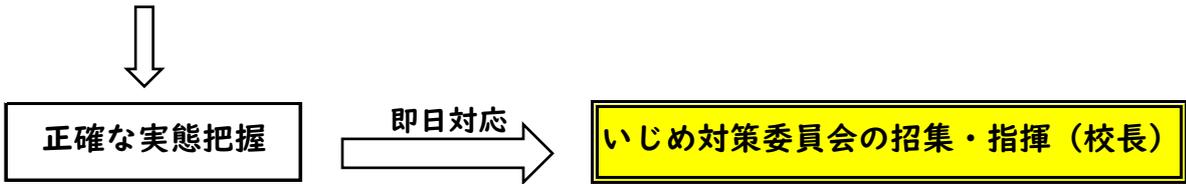


いじめ対応の道筋(組織的対応)

いじめ情報のキャッチ 日常の観察、日記、教育相談、個人面談、児童からの訴え、保護者からの訴え 等



○報告の流れ

- 情報を得た教職員→
- 当該児童の担任、学年教師
- いじめ対策委員会担当→教育相談CO
- 管理職
- (重大事態の場合)
- 芦屋市教育委員会

指導体制・方針決定

- ・事実確認の方向性
- ・指導の方向性 等※ケース会議含む
- (重大事態の場合)
- ・関係機関への連絡と相談
- ※詳細は、方針に掲載



学校だけでは指導が困難な場合は、支援依頼先として以下の機関が挙げられます。

- ・西宮少年サポートセンター (0798-35-3875)
- ・県教委阪神学校支援チーム (0798-39-6155)
- ・西宮こども家庭センター (0798-71-4670)

児童理解に基づく生活指導の徹底強化

- ※生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合
 - ・速やかに市教委や警察等の関係機関へ報告する。
 - ・市教委の支援のもと、管理職が中心となって学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決に当たる。
 - ・事案によっては、当事者の同意を得たうえで説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
 - ・報道機関への対応は、窓口を一本化して管理職が当たる。
- ※ネット上のいじめが発生した時は
 - ・状況把握のために、URLを控えプリントアウトと別媒体への保存を行う。
 - ・携帯電話でしかアクセスできない時は、デジカメで撮影するなどして内容を保存する。
 - ・警察やヘルプデスク等の専門機関に相談する。